

消費者契約法施行規則及び消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令（消費者契約法施行規則の一部改正）

第一条 消費者契約法施行規則（平成十九年内閣府令第十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号ハ中「財團法人日本消費者協会」を「一般財團法人日本消費者協会」に改める。（消費者安全法施行規則の一部改正）

第二条 消費者安全法施行規則（平成二十一年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「財團法人日本消費者協会」を「一般財團法人日本消費者協会」に改める。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

省

令

○総務省令第九十八号

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第二十三条の五の規定に基づき、地方債に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十一月一日

総務大臣 新藤 義孝

地方債に関する省令の一部を改正する省令

十四号の一部を改正する。省令を次のように定める。

第一条 特定の出納官吏の出納保管に関する特別取扱規則（昭和三十三年大蔵省令第四十九号）

取扱規則（昭和三十三年大蔵省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

別紙第一号書式備考一「おむね縦11cm、横21cm」を「おむね縦11cm、横21cm又は日本工業規格A4」に改め、同書式備考に次のよう

い。
4 日本工業規格X0012（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））

に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、2及び3の規定は適用しない。

（国税収納金整理資金事務取扱規則の一部改

正）

この省令は、公布の日から施行し、平成二十一年度以後に支給すべき退職手当の財源として起これば適用する。

○財務省令第六十号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六百五十五号）第一百四十四条、第四百四十四条及び国税収納金整理資金事務取扱規則（昭和二十九年政令第五十一号）第三十九条の規定に基づき、出納官事務規程等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十一月一日

財務大臣 麻生 太郎

出納官吏事務規程等の一部を改正する省令（出納官吏事務規程の一部改正）

第五十五条の一部を次のように改正する。

第五十一条第五項中「振込みができる預預金」を「日本銀行から資金前渡官吏に通知のあつた日本銀行指定金融機関」を「振込みができる日本銀行指定金融機関として日本銀行が指定したもの」に改める。

第一号書式備考「第一号書式」を「第一号書式」に改め、同書式備考に次のよう記入する。

6 日本工業規格X0012（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））

に規定する非衝撃式印字装置により印字

するときは、2及び3にかかわらず、連續して接続した各片に共通する

字を印字する方法によることができる。

第一号書式備考を次のよう記入する。

備考

用紙寸法は、日本工業規格A4とする

こと。ただし、事務処理上、必要があるときは、日本工業規格A4とすることがで

きる。

（特定の出納官吏の出納保管に関する特別取扱規則の一部改正）

用紙寸法は、日本工業規格A4とする

こと。ただし、事務処理上、必要があるときは、日本工業規格A4とすることがで

きる。

（特定の出納官吏の出納保管に関する特別取扱規則の一部改正）

用紙寸法は、日本工業規格A4とする

こと。ただし、事務処理上、必要があるときは、日本工業規格A4とすることがで

きる。

（特定の出納官吏の出納保管に関する特別取扱規則の一部改正）

用紙寸法は、日本工業規格A4とする

こと。ただし、事務処理上、必要があるときは、日本工業規格A4とすることがで

きる。

（特定の出納官吏の出納保管に関する特別取扱規則の一部改正）

用紙寸法は、日本工業規格A4とする

こと。ただし、事務処理上、必要があるときは、日本工業規格A4とすることがで

きる。

3 日本工業規格X0012（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））

（出納官吏事務規程の一部改正）

に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、1において準用することとする第2号書式備考2及び3にかかわらず、連続して接続した各片に共通する事項を印字する方法によることができる。

第十号書式備考を次のよう記入する。

第一号書式備考を次のよう記入する。

1 用紙の大きさは、日本工業規格A4と6とする。ただし、事務処理上、必要があるときは、日本工業規格A4と6とする。

2 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

この告示は、公布の日から施行する。

（施行期日）

（経過措置）

この告示は、公布の日から施行するものについては、なお従前の例によることができる。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○消費者庁告示第九号

家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第四百四号）第三条第一項の規定に基づき、電気機械器具製品質表示規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年十一月一日

消費者庁長官 阿南 久

電気機械器具品質表示規程の一部を改正す

る告示

電気機械器具品質表示規程（平成九年通商産業省告示第六百七十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一「第七号（一）中「日本工業規格B八六一五一一（エアコンディショナ第一部：直吹き形エアコンディショナ及びヒートポンプ一定格性能及び運転性能試験方法）及び日本工業規格C九六二（ルームエアコンディショナ）の八・一（運転性能の試験）」に「得られる」を「得られた」に、「マ

イナス五バーセント」を「マイナス二バーセント」に改める。

第十九号書式備考一「1～6までを除く。」を「1、2、3及び7」に改める。同書式備考に次のよう記入する。

別表第一「第七号（三）中「(西ボルト又は)」百ボルトの電圧を「」以下同じ。」を削り「日本工業規格B八六一五一一（エアコンディショナ第一部直吹き形エアコンディショナ及びヒートポンプ一定格性能及び運転性能試験方法）を「日本工業規格B八六一五一一（エアコンディショナ第一部直吹き形エアコンディショナ及びヒートポンプ一定格性能及び運転性能試験方法）及び日本工業規格C九六二（ルームエアコンディショナ）の八・一（運転性能の試験）」に「得られた」に、「マイナス五バーセント」を「マイナス二バーセント」に改める。

別表第一「第七号（三）中「(西ボルト又は)」百ボルトの電圧を「」以下同じ。」を削り「日本工

業規格B八六一五一一（エアコンディショナ第一部直吹き形エアコンディショナ及びヒートポンプ一定格性能及び運転性能試験方法）に「プラス三バーセント」に改める。

別表第一「第七号（四）中「附屬書三」を削る。

（施行期日）

（経過措置）

この告示は、公布の日から施行するものについては、なお従前の例によることができる。

1 公職選挙法施行令（昭和二十六年十月三十日までの間に電気機械器具の品質に関する表示が行われるものについて）

2 平成二十六年十月三十日までの間に電気機械器具の品質に関する表示が行われるので、同

号（第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次とのおり特定国外派遣組織を指定するので、同

条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十一月一日

総務大臣 新藤 義孝

公職選挙法施行令（昭和二十六年十月三十日までの間に電気機械器具の品質に関する表示が行われるので、同

号（第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次とのおり特定国外派遣組織を指定するので、同